

令和 3 年 2 月地震による被災世帯の皆様へ 災害援護資金の貸付制度のご案内

福島市

令和3年2月13日に発生した地震により住居が全・半壊するなどして、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の、生活再建に必要な資金の貸し付けを行う制度についてご案内いたします。

○支援の内容

貸付限度額	① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	限度額	特別な事情の場合
	ア 負傷のみ	150万円	—
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	—
	ウ 住居の半壊	270万円	350万円
	エ 住居の全壊	350万円	—
	② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合		
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	—
	イ 住居の半壊	170万円	250万円
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	350万円
	エ 住居の全体の滅失または流失	350万円	—
※特別な事情：市民税非課税等の世帯、住居の全壊等で被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等			
貸付利息	保証人あり・・・無利子 保証人なし・・・年1.5%（据置期間中は無利子）		
据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		

○活用できる方

- ・被災した日（令和3年2月13日）現在で、福島市内に居住していた世帯の世帯主
- ・以下のいずれかの被害を受けた世帯
 - ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上（別途、診断書の提出が必要となります。）
 - ② 家財の3分の1以上の損害（写真、家具の配置図等の被害状況がわかる資料が別途必要です。）
 - ③ 住居の半壊または全壊・流失
- ・活用できる方（世帯）について、令和2年度（令和元年分）所得にて所得上限を確認いたします。
※基準額以上の場合は貸付の対象外となります。

世帯人員	令和元年分の総所得金額
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額未満
世帯人員にかかわらず、住居が滅失した場合は、1,270万円未満	

○添付書類について

・借入申込人

- ① り災証明書
- ② 住民票（世帯全員が記載されているもの）
- ③ 世帯全員の令和2年度（令和元年分）所得課税証明書

※借入申込人に係る上記必要書類の交付は無料です。住民票及び所得課税証明書を申請される際に、窓口へ災害援護資金貸付制度で使用する旨をお伝えください。

また、り災証明書をご提示ください。

なお、コンビニ交付の場合は無料となりませんのでお気を付けください。

・保証人

- ① 住民票（保証人本人のみ記載されているもの）
- ② 保証人本人の令和2年度（令和元年分）所得課税証明書

○保証人について

- ・弁済の資力を有する方
- ・原則として福島市内に居住している方
- ・被災した日（令和3年2月13日）に、借入申込人と同一世帯でないこと
- ・保証人が災害援護資金の借受人又は借受申込人でないこと
- ・保証人が、複数の借入申込人の保証人でないこと

○貸付決定について

申請書の提出後、市による審査を経て、貸付の決定または貸付ができない旨の通知をいたします。なお、審査に時間を要しますので通知まではおおむね1か月半から2ヶ月程度かかります。

○その他（住居の損害について）

住居の損害「半壊」「全壊」については、原則として自己所有の住宅が対象となります。借家・アパート等の場合でも、住居の取壊し等により、引き続き居住できない場合は対象となります。